

審査の結果の要旨

氏名 村上 祐介

教育委員会制度は、戦後教育改革が目指した教育の民主化を象徴する制度として創設されたが、1956年地教行法成立による法制度改正を経て大きく変化し、文部省を頂点とする集権的縦割り性の強い教育行政を支える機関になったと見られてきた。1980年代以降、教育委員会制度に対するそうした批判から、その見直しの論議が続いており、近年では廃止や任意設置の論議も起こってきている。

本論文は、そうした教育委員会制度の通説的批判と近年の改廃論議に対し、次のような問いを対置し実証分析を試みている。第一は、教育行政は首長部局が所管する他行政領域と比べて縦割り性が強いのかどうか、仮にそうであるとした場合、教育委員会制度の存在が教育行政の集権・縦割り性を強めているのかどうか、第二は、批判がある中でもなぜ教育委員会制度は安定して存続してきたのか、また教育委員会制度の存続は誰にとっての利益に適っていたのか、という問いである。

第1章では、先行研究を概観したうえで本論文の課題と仮説、分析枠組みが設定されている。統合・分立の概念を用いて教育行政の捉え方を幾つかの類型モデルとして整理し、合理的選択制度論から本論文の仮説を説明している。第2章では、教育委員会制度改革をめぐる政治過程の事例分析を行っている。地教行法成立から現在に至る幾多の制度見直しの試みは文部省が自らの影響力の確保を図るために行ってきた意図的な制度改革であったとする先行研究に対して、そうした従来の見解とは異なり、自治省（現総務省）や地方六団体が改革の帰結に大きな影響を及ぼしてきたことを明らかにしている。第3章では、教育行政の集権的縦割り性を象徴する「特例」的しくみとして批判されてきた教育長任命承認制下における都道府県教育長の出向人事の実態を実証的に分析することを通してその制度の実際的機能を検証している。特に、中央省庁から都道府県教育長への出向人事について他行政領域での出向人事と比較考察することで、教育長人事では文部省の影響力は小さくなく、むしろ首長の影響力が大きいことを指摘している。第4章と第5章では、筆者が実施した自治体首長への質問紙調査のデータをもとに、教育委員会制度に対する首長のスタンスは首長の政策選好等の要因より地方政府内部の政治的要因により強く規定されていること、地方教育行政において教育長は重要な役割を果たしているが、その教育長人事に首長が最も大きな影響力を有し首長と教育長の連携により調整的政策決定が行われていることを指摘している。そして、終章において、本論文の知見を確認している。

以上の分析を通じて、本論文は教育委員会制度の存在は他行政領域に比べて教育行政の集権・縦割り性を強化する要素にはなっていないこと、教育委員会制度の存在は文部省の影響力保持を担保するように機能してきたという見解は否定しないが、より重視すべきは総務省（旧自治省）や首長の政治的利益に適った合理的選択であった等、教育委員会制度研究のうえで新しい知見を提示しており教育研究にとって重要な貢献をなすものと評価できる。このような観点から、博士（教育学）の学位論文として十分な水準に達しているものと認められる。

試験の結果の要旨

氏名 村上 祐介

試験合格

本試験において、本論文を中心として質疑応答を重ね学力の検定を行って、論文において判定されたものとほぼ等しい学力があると評価することができた。

以上述べた審査の結果を総合して、博士（教育学）の学位を授与するに値するものと認める。

学力の確認の結果の要旨

氏名 村上 祐介

審査委員会は、本学学位規則第8条第4項により学位申請者の経歴及び提出論文以外の業績を審査して試問を行う必要がないと認め、その経歴及び業績をもって試問の全部に代え、所定の学力を有するものと確認する。